

# 災害減免措置を受ける方の記載例

給与と所得について年末調整を受けた方で、災害減免措置を受ける場合

## 【第一表】

※ この記載例の申告書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

手順1  
7ページ  
参照

手順2  
8ページ  
参照

手順3  
11ページ  
参照

マイナンバー  
(個人番号)を  
記入する必要  
があります。

明治・「1」  
大正・「2」  
昭和・「3」  
平成・「4」

手順4  
20ページ  
参照

手順4  
23ページ  
参照

手順5  
24ページ  
参照

該当する事項  
がある方のみ  
記入します。

手順5  
24ページ  
参照

還付される税金  
がある方のみ  
記入します。

〇〇 税務署長  
30年2月16日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A FA0113

住所 (又は居所)	XXX-XXXX	個人番号	XXXXXXXXXXXXXX
フリガナ	〇〇市△△町X-X X-X	氏名	国税 太郎
性別	同上	生年月日	3 49 11 16
職業		電話番号	XX-XXXX-XXXX

収入金額等	与 給	7 1 4 0 0 0 0	課税される所得金額	2 6 3 6 0 0 0
雑 給	公的年金等		上の①に対する税額	1 6 6 1 0 0
配 当	その他		配当控除	
一時 所得金額	給与	5 2 2 6 0 0 0	配当控除	
雑 給	雑		配当一時所得	
配 当	配当		配当一時所得	
一時 所得金額	合計	5 2 2 6 0 0 0	配当一時所得	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	1 6 9 5 0 0
社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	8 4 7 0 6
生命保険料控除	地震保険料控除		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	0 0
地震保険料控除	寡婦・寡夫控除	0 0 0 0	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	0 0
寡婦・寡夫控除	勤労学生・障害者控除	0 0 0 0	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	0 0
勤労学生・障害者控除	配偶者(特別)控除	0 0 0 0	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	0 0
配偶者(特別)控除	扶養控除	0 0 0 0	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	0 0
扶養控除	基礎控除	0 0 0 0	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	0 0
基礎控除	⑥から⑮までの計	2 5 8 9 1 9 6	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	0 0
⑥から⑮までの計	雑損控除	0	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	0 0
雑損控除	医療費控除		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	0 0
医療費控除	寄附金控除		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	0 0
寄附金控除	合計	2 5 8 9 1 9 6	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	0 0
合計			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	0 0

災害減免額 8 3 0 5 0

復興特別所得税額 1 7 4 4

延納届出額 0 0 0

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。

- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例② 1234567890

記入例③ 80000  
~~70000~~

【第二表】

(損害に関する事項)			
損害の原因	火災		
損害年月日	平成 29 年 12 月 17 日	保険金などで補填される金額	1,220,000 円
損害を受けた資産	家財	(差引損失額)	1,380,000 円
損害金額	2,600,000 円	※ 差引損失額が住宅や家財の価額の 2 分の 1 以上であるものとします。	

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

手順1  
7ページ  
参照

手順2  
8ページ  
参照

手順4  
23ページ  
参照

手順6  
25ページ  
参照

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

住所 ○○市△△町X-X-X-X

フリガナ コクセイ タロウ

氏名 国税 太郎

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	項目・所得の生ずる場所 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円
給与	○○商事株式会社 ○○区○○ X-X-X-X	7,140,000	169,500

○ 雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円

○ 住民税に関する事項

扶養親族の氏名 続柄 生年月日 別居の場合の住所

国税 二郎 平 21・06・01

個人番号 XXXXXXXXXXXXXXX

扶養親族の氏名 続柄 生年月日 住所

個人番号

給与・公的年金等に係る所得以外 (平成 30 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は給与所得以外) の所得に係る住民税の徴収方法の選択

給与から差引き 自分で納付

配当に関する住民税の特例

非居住者の特例

配当割額 控除額

寄附金 都道府県 市町村 寄附先 寄附金額

特別の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所

管理番号 FA0067

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料 円	掛金の種類	支払掛金 円
社会保険料控除		小規模企業共済等掛金控除	
合計		合計	

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項 (続)

新保険料の計	旧保険料の計
新生命保険料の計	旧生命保険料の計
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
介護医療保険料の計	旧介護医療保険料の計
地価保険料の計	旧地価保険料の計

○ 配偶者・扶養親族に関する事項

配偶者の氏名 生年月日 配偶者控除

明・大 昭・平 配偶者特別控除

扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額

明・大 昭・平 控除額

明・大 昭・平 控除額

明・大 昭・平 控除額

明・大 昭・平 控除額

扶養控除額の合計

○ 損害に関する事項

損害の種類	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
雑損失					

○ 特例適用条文等

第二表平成29年の除用○適用表第表二種(居住者)の付添

控除対象配偶者や扶養親族などのマイナンバー (個人番号) も記入する必要があります。  
 なお、還付申告の方で、申告する所得が年末調整を受けた給与所得のみの場合で、配偶者 (特別) 控除や扶養控除に異動がないときは、第二表の⑫~⑭欄のマイナンバー (個人番号) の記入を省略できます。

(参考) 給与所得の源泉徴収票

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は居所	〇〇市△△町×-××-×																				
	氏名	国税 太郎																				
	氏名(フリガナ)	コクゼイ タロウ																				
	(受給者番号)																					
種別	支払金額	給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額														
給与・賞与	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十												
	7 140 000	5 226 000	2 589 196	169 500																		
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数														
有 証者	老人	特定	老人	その他		特別	その他															
○		1			1																	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額														
円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十	円 千 百 十												
1,073	196	105	000	21	000																	
(摘要)																						
<table border="1"> <tr> <td>生命保険料の金額の内訳</td> <td>新生命保険料の金額</td> <td>旧生命保険料の金額</td> <td>介護医療保険料の金額</td> <td>新個人年金保険料の金額</td> <td>旧個人年金保険料の金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25,000</td> <td>35,000</td> <td>90,000</td> <td></td> <td>25,000</td> </tr> </table>											生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額		25,000	35,000	90,000		25,000
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額																	
	25,000	35,000	90,000		25,000																	
<table border="1"> <tr> <td>住宅借入金等特別控除の額の内訳</td> <td>住宅借入金等特別控除の額</td> <td>住宅借入金等特別控除の区分(1回目)</td> <td>住宅借入金等特別控除の区分(2回目)</td> <td>住宅借入金等特別控除の区分(3回目)</td> <td>住宅借入金等特別控除の区分(4回目)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の区分(1回目)	住宅借入金等特別控除の区分(2回目)	住宅借入金等特別控除の区分(3回目)	住宅借入金等特別控除の区分(4回目)						
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の区分(1回目)	住宅借入金等特別控除の区分(2回目)	住宅借入金等特別控除の区分(3回目)	住宅借入金等特別控除の区分(4回目)																	
控除対象配偶者		氏名			配偶者の合計所得			国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額												
(フリガナ)		コクゼイ リョウコ																				
氏名		国税 良子																				
個人番号																						
控除対象扶養親族	(フリガナ)		コクゼイ イチロウ			(フリガナ)		コクゼイ ジロウ			(備考)											
	氏名		国税 一郎			氏名		国税 二郎														
	個人番号					個人番号																
	(フリガナ)					(フリガナ)																
	氏名					氏名																
	個人番号					個人番号																
	(フリガナ)					(フリガナ)																
	氏名					氏名																
個人番号					個人番号																	
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	本人が障害者	寡婦	寡夫	中途退社・退職			受給者生年月日												
				特別	その他	その他	就職	退職	年 月 日	明 大 昭 平	年 月 日											
									29			○	49	11	16							
支払者	住所(居所)又は所在地	〇〇区〇〇 ×-×-×																				
	氏名又は名称	〇〇産業株式会社																				
											(電号)	××-××××-××××										

【ご注意】

◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票（原本）」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。